

20 子子送第 72 号
令和 2 年 4 月 15 日

江戸川区内の認可保育園・学童クラブ等に
児童が在籍する保護者の勤務先事業者 様

江戸川区長 齊藤 猛
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた
認可保育園・学童クラブ等の利用制限について (依頼)

平素より江戸川区政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

江戸川区では令和 2 年 4 月 7 日に国が緊急事態宣言を発出したことを受け、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るために、区内の認可保育園・学童クラブ等に在籍する児童の保護者に対して、施設の利用制限を要請いたしました。

それでもなお、江戸川区内の感染者数は急増しており、上記施設における集団感染のリスクが日に日に高まっております。

こうした状況を踏まえ、いわゆる密集状態にある施設内での感染リスクを低減させるために、保護者に対してこれまで以上に家庭で保育等していただくよう改めて要請いたしました。

そこで事業者の皆様におかれましては、認可保育園・学童クラブ等に在籍する児童の保護者の勤務につきまして、一層のご配慮を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 利用制限施設
認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所、認証保育所、保育ママ、学童クラブ
- 2 利用制限期間
令和 2 年 5 月 6 日まで (今後の状況により期間延長する場合があります。)
- 3 緊急事態宣言期間中、特例的に上記施設を利用できる者
世帯全員の保護者が社会機能を維持するために就業を継続することが必要な方 など

<問い合わせ>

私立保育施設について	子育て支援課運営支援係	(5662)5028
区立保育園について	保育課庶務係	(5662)0063
学童クラブについて	教育推進課すくすくスクール係	(5662)8132